孫會見聞志

初編

武

へ遠13
2475
2

へ13
2475
巻 2

參議榮

鎌倉見聞雜記

目録

一 頼朝公清上洛の事

一 二品右大將御法事

大江
俊記

諸家見聞軍志巻之二

一 頼朝公御上洛之事

一 二品右大將任下洛事

東京都立中央図書館
加賀文庫

大江
俊記

諸家見聞軍志巻之二

頼朝公御上洛の事

源二位頼朝公の日記定洛云
の次第を令せらるゝ出羽国
次前重忠海陸より梶原平三景時
と定むるひ道筋の紀々和田義盛
相模守既に四郎
信濃の次第と申わ[illegible]

剣事ども申セども二郎の四郎殿の
川ゝ出ル ゝ掘弟も増し 郎郎
あまたゞ二郎ばかりく時刻を延ゝ待
セるゝ掘弟平三弟時清前出て
今日の出立ゝ前ゝ定り重る
ゝ中ゝ出家入りまとも
時と遠へど弟列セ もうるみ郎
郎中間み有ゝ出間觸と承知る

なゞきのゝ出ゝ出家の人今日ゝ知ゝ弟セ
ゝ出澤ゝ及ゝ出入今ゝ知ゝ掘
心ゝ知ゝ彼ゝ人の事ゝ偏ゝ時刻を
移ゝセるゝ事ゝ知ゝ屋ゝ流ゝ出
男ゝ西ゝゝゝ澤ゝ居ゝ二郎ゝ出
ゝ有ゝ出屋ゝ間ゝ作重
郎家ゝ出家の罷ゝとゝされる

ずと云上にて二町吹下り石八間づゝ
垂を清り八間づゝ垂を抽て
延引する所の形り三方を知る池
垂多へと掘垂ゞ引まへ元結し宣
ひる長柄の長八間高射岩淀の間
ら潮く垂上下ひく汐橋えん
しかぐ南座を絞へ垂下岩の
ぎみ帰り寄て汐橋と解て

清座の清みと垂る二町作ら八十
合垂を垂と垂ゞ有ゞ作ゞを愛と
此ゞ清ゞり垂金の垂後高ゞり
と出乳色有紫部岩垂の垂
上せんと物ぞる延垂附の西岩より花れ
今日を金く枝ゞ出ゞ押ゞ
打角んと欲ぞる柄清首逢ゞ
てまつゞ角きものと清て垂垂

の用ゐ波見えて生澤よりおよびの
ときゝ上りはじめ二日吹き日前より
俗ゝ生澤と行まとび見物の拍業
の中ゝいかゝものぞと五月のあり
知恩院前より出を後前海の陸々
誰人の常のまゝ清水馬を紛まを
見ひらふべき中と網中はじめ二日宣
く先陸ゝ鳥山次命取る処海陸

八橋東西ゝ四方より生馬の
津ゝ市間ゝ通ゝ知恩院出先陸の第重忠物
海ゝ海陸八宮老はじめ流取
べきまゝ出て人を用ひらふべきゝ
北で出市ゝ馬後迄取ゝと
いとも出澤ゝ月はじめ物
出間途ゝ迄の網馬を出ん

石達のべきかとて鄙果ん命じ庭
よてみ引もさしも二面法賢なりけり
八寸時りの思乃狗へ二面思ぶ心み
叶ひ面自合有べしとのよこ云りく
思てみるべき面心なまとても思ものて
らまとてい事時本云わく思とんと彼
おづ事和を思しに八回ぐ敷ぐる面
治の目みるる面ぐ治度の弓八思演

を用べきこと定りふ梶原八回ぐ
人も出頭るる面二面をたちとる系
多る面原平ひ殺り相又海陸事も
知部ぐ云上二理有とて殺ぐ千葉分
常流と引ま一族を引奥し海陸みい
べき合命ぜらる梶原もれ海へ多べ
と海渡る弓殿原あまを吟梶原
ぐ渡云八回ぐ及ぐ面ぐ梶原

切腹せと私法第八に梶原平三
古へ石橋山のときこの二人を敵ひ奉り
し故切腹せらるる波が事行なる信
ぞ用ひられぬといふ事なり 高野又
矢吉人物も先見利口のものなり
しかども海老の心柱く海き者矣
吉をとりて流人を流すも梶原が
吉刀を鍋しとの出をとりてる

八郎親盛の子都て梶原とまだ優
をとりて迎をとり事あるとき親盛
子出陣指図あるとき親盛
盛を宇都宮左衛門尉綱が合戦よ
く父子八田指図家綱と共に馬
陣第朝戸出の泡なり 付先妻
をとりて家綱より 幼情性
ものとなりて指図 更に妻

を相伴く男子を出生し女人七
人八四人を府知事に任ずる兄弟
を二男と同性別腹の兄弟なり此
方は兄知綱を知行大名のごとく
と雖も知事を二男の出例に勤仕
と出家出世と雖も出相続の出相
弟と雖も京所に滞留する男子
多り時に建久元年十月三日中の

刻に及んで二男滝金と出立ち
富山次郎重忠の館の邊を経
て都を去る人京未拾人を相具して先
陣に打立る二男浮出法の面に蒲冠
を被頂後の方に廣事相模を帯
山名浮屋を義武田右所法義
同三郎府有義清利冠者義定
加賀次郎次郎重光小笠原次郎長

清村上右馬尉頼貞代七郎次郎実家
同弟右衛門太郎内匠先次郎惟秀
兄弟左右左兵衛尉小山右馬尉朝政
結城七郎朝光浦和小太郎義秀
弟十郎義連三浦平太郎義時
仁田四郎忠常小山四郎高朝
新宮太郎実朝八田武者所知家
黄瀬川宿清重小俣右兵衛尉光兼

弟源右京亮雅行弟源四郎
兵衛尉盛綱弟十郎権太郎忠市同右馬
三郎義忠弟忠信政頼結城左
兵衛尉朝光弟武者所資頼弟秩父所祐
信比企次郎能員下河辺庄司行平
海野小太郎幸氏弟中三郎重隆
多胡太郎義重弟京太郎為家政田
郎重文庄司次郎朝経同庄司様

管領全部物語安家全新聞
荒木所清迫井次郎
所實常二浦治郎五郎
の西部人出羽人とも
しきさりて梶原平三景時家の
子所望とさりて相模国
陳和葉介成胤同六郎
治常秀ちより一族所ともに

相模国にて追放ス二郎今日出陣
出家ス子ハ梅陳ハ出家ス藤太
大庭藤太景能今年の西部
為ス西部より日ヒ
二郎右大将仰ス子事
二郎十月二日藤太ヲ西ヲ有て出入
治ある法皇密々其御所ヲ見

肩を和尚殿と公家屋敷とする
まで弱を祈て見物あり中の刻
ゆゑ先陣間山重忠入洛を第一番
出立次郎と丸さ次郎と
弟と南ハ六波羅の大納
云軍勢の四地ハ此方と
さもする間帳前大江廣元殿
改茂弟の祝儀清水寺定

総門旅館ハ第一番ハ北条
間の刻より及んで二番ハ北条
種の刻亭ハ入る所法の人々
時と出立北条殿
ものゝ次第をとゝ
時ハ四ツ時過
云清水及ばゝ
の中風ものゝ

誠に為ん方なき人倫の道を
知らずして世のなかひとしく云はんかたもなく
あるべきかは君十三歳にして平家の為
罰人となりて流命に逢ふべきと清盛
の縁母池殿なりしかとの心ゆゑ一命
を助け給ひて流されし津天運の
尤なるべきなり清盛恩
ひ西国へ参るべきなれば東国へ源氏
の外戚にて源氏の恩を蒙
ざる者なき人をもわかず其所へ参り
虎を千里の野に放たんがごとく平家の
滅亡を自業自得といふべきなり源
氏は其後十年の内に源平共
に地をとり流人頼朝今日武勇
と御ぐれ清盛の大名を引連て居
ある事絶えて言運の君なしと平家

の老婆ありと聞り出る家感歎
て歩りること夜出て帰く
ある二人の出姉聟中京都ち後拍
子ありて東道出立す出有出對面
あるふ翌八日清兵衛の清所出来
多分出人出治中と談る間出三浦矢
筆治小山出傍村胡政小山田ち所望
第二人ちよりゆく出清出清兵衛

綱代の車出出乗出人ね清出清
車の側すハ清出三所出望綱小山
出所家数加番清兵衛二人歩行
て清兵衛次出布衣の武士六人今
朝宮出胡堀八田高府郡周
次所重忠堀兵衛三郎清兵
所第連立出出府祐清出七
清和田小太所第出清出高府

定綱武田方所領等不法の辺所々
沙汰事如無新田流改目西法寺
掘兵衛尉太郎重忠ハ二郎泉間
四郎中門の廊下ハ黒ハ山郎の屋
ハ作ハ法貫南西の廣庭ハ
出法ハ二郎と号し物沼ハ
うつを現世の出沙汰及び五浦法
過出者ハ重法ハ同ハ馬

とのの家ハ兎の弓氏辺ハ作ハ設の事
家兎家教朝臣法事のハと参ハ
ハハ白と三の法ハ出法ハ拾設
實法ハの小作ハ二郎と
作ハ實子ハ法事ハ法
入法ハハ兎ハ殿下四対面
ハ四法毎人ハ二郎六波羅
ハ還法ハハ四法ハ物仗と

ゆかりに二品大納言より使ひを遣し
侍従退官といひて勅定をうけ
四位ある四位石清水八幡宮に詣
給ひて勅使に参内有り
知足院殿より参内
右近衛の大将に任ぜらるる足利海部
遣はさるる勅の書く出仕
りまるまで院より調へ下され被下

宣旨ありき事をとりの使出仕人
の内勅の宣旨に任ぜられ有べきまる
女人乃姓名を奏じ下べきまで勅使
をつかはさるいでも調へ出仕遣
候勅命を受くる及びまる
被出立の人の姓名を記してまう
聞ある是より使ひ十二月十日出ら
右の左衛府に任ぜらるる長うんの

千葉常胤、三浦介義澄、和田小太郎
義盛、佐原十郎義連、八田武者所知家、
梶原平三景時、葛西三郎清重、天野
藤内遠景、小山兵衛尉朝政、
比企四郎能員、千葉介が子
平次常秀、子常秀をとつけたる兵衛
尉常秀と同じく八田右衛門尉知
子ゝ所朝重よ弟をも渡りたる兵衛尉

朝重と名乗る梶原平三景時が子
く太郎子三郎景茂とつけたる兵衛尉
と名乗る三浦介義澄が嫡子平六兵衛
尉義村と申す右兵衛尉に任ぜし掃
和田義盛、佐原十郎義連、若人々在鎌
倉に任ぜし小山朝政、天野藤内遠景、比企能
員三人も右衛門尉に任ぜし既に右大
将殿日の御推挙にて其器量は宇佐山

次所宝恵所未詳沢姫清とあり
て東国より帰し密かに召寄せ所国
所問家臣の方へ密と中出
ける

男秋元家臣の事

爰に古浮屋入道祐親が孫河津三
郎祐安が郎人の娘一百箇とて
有る父河津三郎所へ云ひ寄る事

の九月伊豆の奥郡の内さう義祐
親が申ふしにて八幡三郎氏が矢さ
きにかけて命を落しるその時
兄の一百八歳家督八箇王三歳なりける
が河津が妻かれ稚い祐親を討て
見せよと泣てきしと兄の一百丸
なまじも父乃別を悲げきる事
祐親の申ふしにて河津が妻を招

岡泊人当秋右衛門祐信が娘せんもるる
ものしく郎人乃子ども祐信が娘
と歳ゝ行りが次男より如人して兄
の一百十五郎箱根子三郎より行る
間一百八元服させて当秋十所祐家と
名乗せ兄実父の豊後と吊ふ
もんとて箱根山へ登せ別当実
ぐ弟子とゝ出家させんと如の杖み

流ゝ箱根へ遣り小させしつゝ兄
の十郎祐成父の敵祐経を討へし幼
がらりゝ過さる事面白きこの
事を云ふも母なる流ゝ兄弟同
く敵討の志ざし有りる者共も箱
根へ有みぐ胡子丸事を祈り出家
なるの心ゝ於りゝ流ゝ去る文治
四年の正月十五日箱根別当

四社参あり此ときはるまつりの
ろうが定て諸人参詣の間に歌祝
謡も有つゝん諸や親の歌うとんげの
花をのひびくまきものと耳つきたれ
向新を見初て一日寅くとまんどの
ともう日と情みゆ神楽甘酒
の相浜より向ひ見くる清の浦みと
好く諸大名の旅名と敬うよはこの

久くく諸人参詣有て諸大名の向新
を紙見初り居るもとくくなをさ
しておくへくる中にみこの紋有る
垂幕をかけ色白くこ十中と見へさ
る男をさして彼清はもひ見そで
こ度は高中さ男とて名は西方りう
とおくへくる面に新紙見へ西の家の
給仕に出るみ者ひこ度よもう芸うと

志ゐるを仁田は前に忠常が心ばせく箱
まをとこんとは小冠者殿が河津の三郎が
ゆくるものの邪とこそうべ祐経が是
て河津の押者とは申ども
あるか無ひのときこそ思ひ別
をかきく河津のあ是申ども
河津が方みを居ゆるしてあ
やうとしるのまとぶ也ものは
ぬ河津が方みを居ゆるしてあ
祐経が顔をうかゝ
せもぞ申ゆ法師
わ人〳〵祐経思ひ
あるまとてうこと
是をと河津のあ是申ども
あり出ぬちんが為當ゆを居ゆ
ゆうこ人言ゆ是祐経の
が河津みを居て暇ぐ
祐経が顔をうかゝ
せもぞ申ゆ法師
わ人〳〵祐経思ひ
あるまとてうこと

元て市郎と云て河津の[illegible]
[illegible]も父の仇[illegible]
[illegible]兄弟同[illegible]
を父とおもひて[illegible]
[illegible]方へも立[illegible]
[illegible]
[illegible]
さて初て見[illegible]

と赤木の柄ハ海の洞金入る[illegible]
を腰より取出し[illegible]
拵悪敷[illegible]
刀と押[illegible]
[illegible]兄弟の[illegible]
[illegible]思ひ[illegible]
[illegible]
[illegible]

勤行を怠り自分打つ事と
稽古をするよりまた父の跡ばかり
事をと更に遠く無双の大力打ちたられ
そばかりも書物を一心に敬を待
んとおりひ給ひ流行打ち付
うやと清吉ばかりもとて好物あり
ふ事もなく無の月日を送り
うち今年建久元年九月六日出
家

事なり別当所関利沙実箱をと
迎ひられ抑ふ位を当山に来ら
し事ふ出家をとげ父の跡ばと
吊らとんとの為なり今は十七歳に
なるべく受戒をとげ出ち今
日より稚中もけ出きり父母も
満ぬ出ものとの事なり俗を昭
心ぶ髪をおろして僧となるべと

中される若き男ありゆきて去りぬべき
つゝしりおりうは秋法師みるのうく
ハ中をとゝくる事ハ独りをそ自ら人
繁をとゝ法師形をとゝ法師ハ智るとも
心ハ欲の事をとゝ忘まてゆび一人金物
法心の繁をとる事ハ勤行懈怠を
怠らべきとゝ父の母ハ思ひも加へ不次
西もん今月名秋ハ月ハ十所ハ

ハ對面して西ねをとゝ男みるりて
本こゝとゝ立もんりハ出部りるり
て悔悔をとるも出部りと業
して宿りハ山をとゝ名秋の里ハ法
き乳母のもとハ思ひ入十所ハ對面
おるまとゝ法ハ大ハ驚きて中ときき
らるハ行事ぞや姉の場りも時貝
四角と出部さもんとの座りハ

五遠登り出家の拍子に兄弟
ちんとなりの中に仏神に下心なくて
中なとに結まのいとく御のごとく御
命を御ろく判賢のうり受定りは
此由を宮内卿山城殿に申しなげ
出家とこげてとうるく合もなく
云ちと遊もる出家御ろく御
此事をまでも御命を時ろく御の

城も告げも遊ちり去る事
箱根まて御御対面ようり所時
此事忘ろ陳ろく御ろも見を
ちまと一条三条葉ちり却て親
を飛る間前と思ひ迎て右の使合也
それもるろくの事とをとろふ西雲
なるば某も山に登り出家とげて
父の御ひと吊ひ法さんの御とも

思業を寛ら多くとも中ゆゑ拙なかつ
こと打絶ひいくとも中多り遠逆も
は年貫の月をも忘る年形遊
の心底のこゝ業多くおりひみその
子多形ゝ満ゝ世り幼かゝり心ざ
の年今文遠言べきや抜えより
四多曽中形ゝ新ひ多れども恨
びの新ゝりしゝゝ猶ゝ吹ゝ中てそ

の思ゝ形ゝ沖ゝひゝる身
ゝ公仏の今ゝ肖きゆの心ゝ遠と
ん年ゝ心ゝ心ゝ思ゝ逆ゝいゝせん
父洗ゝ世ゝ大ゝ歳ゝゝ中ゆゝ
ゝひゝ面べきゆゝあゝゝゝゝ
沈ゝゝと同ゝ歌ゝ形ゝと男ゝ
んゝ月ゝゝゝゝ鬼ゝゝゝゝ
う生年十四歳ゝ穴初ゝ

後世有て兄弟の言を吹聚が
をこと出て中に仏兄弟の思ひ
為に出元服すん
事始るべきいはまことに同好者
出家出形にて頭髪を剃
らるを毛ふ髪今家門ふ
とのこと源氏中みに
ふ大名に
ふ祖父君の好身をおも

出兄弟の事に於ては蘭学者に志ふ
事形式中小除の天下の執権と
して源氏の冒とみれば出家
出仕ふ自然にて源氏
らまとまず元此事は毎日の一心ふ
もといへども小除の頭服を加へふと
なまじさに出仕ふ有まじく
そのうへ源氏と御国ふ

う者もう者とおく心まてあるべし
私はまことにひろく見まてをそらに世をと
悔りうるみ浦世間をせまく無君の
怨りを強くひとへに怨るまこの
ぞこをも遂りうるに事たがさる事
あり中さんかくに思ふまりにいと
やうるに兄弟を家を捨ちて
相もしく法を心中年を経き身

そて大隅の智としつべきをとへ
う父松浦の忠心法をあらはしている
もる所のうんと大ひに感し鬼をも何
まちくひに兵法をみ兄弟打のき
小降分のとおもしまうる

源会八軍志巻之部終